

作成日 2022 年 8 月 29 日
(最終更新日 20 年 月 日)

「情報公開文書」 (Web ページ掲載用)

受付番号： 2022-1-638

課題名：小児気管・気管支異物に関する疫学研究

1. 研究の対象

2006 年 1 月～2021 年 12 月に当科を受診し、気管・気管支異物の診断を受けた小児症例
(0 歳～12 歳)
約 30 例

2. 研究期間

2022 年 10 月 (研究実施許可日) ～2024 年 3 月

3. 研究目的

小児気管・気管支異物は、窒息や重篤な感染症を惹起する緊急疾患であり、死亡率は約 2.5%に達します。社会的な啓発が進んだために稀な疾患となっており、近年疫学的な調査があまり行われておりません。本研究の目的は、当施設における小児気管・気管支異物症例を調査することで、小児気管・気管支異物症例の最新の動向を明らかにすることです。

4. 研究方法

後向き観察研究

対象期間内に当科を受診した小児気管・気管支異物患者の臨床データをカルテより調査し、検討を行います。

後向きの研究のため、直接的な利益や不利益は生じません。

研究参加による経済的負担の増加や謝礼はありません。

研究成果は学会発表や論文掲載にて公表します。

5. 研究に用いる試料・情報の種類

カルテ情報：受診日、年齢、性別、受診までの期間、症状、異物の種類、画像所見、身体所見、摘出法、合併症、その他の特記事項等

個人情報情報は匿名化して管理します。

6. 外部への試料・情報の提供

該当なし

7. 研究組織

本学単独研究

8. 利益相反（企業等との利害関係）について

本研究は、研究責任者のグループにより運営費交付金を使用して公正に行われます。本研究における企業等との利害関係については、現在のところありません。今後生じた場合には、東北大学利益相反マネジメント委員会の承認を得たうえで研究を継続し、本研究の企業等との利害関係についての公正性を保ちます。

9. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

鈴木 淳

東北大学 耳鼻咽喉・頭頸部外科学分野 講師

〒 980-8574 仙台市青葉区星陵町 1-1

TEL 022-717-7304 FAX 022-717-7307

研究責任者：

香取 幸夫

東北大学 耳鼻咽喉・頭頸部外科学分野 教授

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「9. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

＜人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の1(3)＞

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の2(1)>

- ① 研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③ 法令に違反することとなる場合